

亀山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第7号

亀山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成17年亀山市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出しを「(時間外勤務を命ずる際の考慮及び時間外勤務を命ずる時間の上限)」に改める。

第11条中「条例第8条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務すること」を「職員に時間外勤務（条例第8条第2項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）」に改める。

第11条に次の4項を加える。

2 任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次に定める時間の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

(1) 1月において時間外勤務を命ずる時間について45時間

(2) 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間

3 任命権者が、特例業務（大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。市長が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として市長が定める場合

も、同様とする。

- 4 任命権者は、前項の規定により、第2項各号に規定する時間を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。
- 5 前3項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間の上限に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。